## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
柴田町	槻木	令和4年3月	_

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	160. 5ha	
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52. 7ha	
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	24. 9ha	
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13. 2ha	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha	
・ ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 9.8h		
(備考)		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

- ・離農者・兼業農家が多く、後継者も少ないことから、10年後は規模縮小・離農して農地を貸したい人が増える傾向。
- ・他地区より中心経営体に認定農業者が多いので、耕作農地の集約化を進める必要がある。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の認定農業者10経営体(うち1経営体は法人)が中心経営体として耕作している。

- ・ は場整備事業の計画は無い。 農地の集積・集約化後、部分的でも耕作条件改善(農道拡幅・畦畔撤去)が出来ないか。
- ・地域の受け皿づくりとして、若手の農家による法人化や連携体制の構築は出来ないか。 平坦地と条件も良く、積極的に農地の集積・集約化を図りたい。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	個人KJ	稲作	12.3 ha	稲作	15.0 ha	
認農	個人TA	施設花卉・稲作	9.1 ha	施設花卉·稲作	10.0 ha	
認農	個人MS	施設花卉・稲作	5.8 ha	施設花卉·稲作	6.0 ha	
認農	個人IM	稲作•野菜等	0.9 ha	稲作•野菜等	0.0 ha	
認農	個人KA	施設花卉・稲作	8.1 ha	施設花卉·稲作	8.0 ha	
認農	個人IT	稲作•野菜等	5.1 ha	稲作•野菜等	6.5 ha	
認農	個人KK	稲作・肉用牛	10.8 ha	稲作•肉用牛	11.0 ha	
認農	個人KS	稲作•繁殖牛	6.1 ha	稲作・繁殖牛	6.5 ha	
認農	個人OK	施設花卉・稲作	10.4 ha	施設花卉·稲作	13.0 ha	
認農	法人T	稲作	7.8 ha	稲作	10.0 ha	
	上の組農業 生産共同利用組合	稲作	ha	稲作	ha	
	才安寺農業 生産共同利用組合	稲作	ha	稲作	ha	
	個人HT	稲作	2.2 ha	稲作	2.2 ha	
認農	個人KI	稲作	1.9 ha	稲作	2.0 ha	
	個人KK	稲作•野菜等	2.7 ha	稲作·野菜等	2.7 ha	
	個人KH	稲作•野菜等	2.4 ha	稲作•野菜等	2.4 ha	
			<u>ha</u>		<u>ha</u>	
			ha		<u>ha</u>	
			ha		<u>ha</u>	
			ha		<u>ha</u>	
=1 1	4 A 67 PM /L		ha 05.5.		ha 0501	
計	14経営体	85.5 ha		95.3 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

# 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に 貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。